

2012年7月27日

大阪市長による、ごみ収集事業の民営化方針に対する  
労組のビラ配布への非難発言に抗議する声明

大阪労働者弁護団  
代表幹事 大川一夫

大阪市のごみ収集事業の民営化などの市の方針に対して、自治労大阪本部、大阪市従業員労働組合ならびに同労組環境事業支部が連名で、これに対する不安や問題意識を訴えるビラを本年6月30日から7月7日にかけて市内の各世帯に配布したことに、橋下大阪市長は次のように発言している。

7月10日、退庁時の取材の際、「市の方針を市民に違うと言いたいなら、組織を辞めてやればいい」（7月11日読売新聞朝刊）。

7月11日、市役所本会議で「断固許せない」「信用失墜行為だ」「懲戒処分の対象になる」と答弁し、関係者の処分を検討する意向を示した（7月12日朝日新聞朝刊）。

7月12日、ツイッター上にて、「こういうバカなことをやるのは、市場に晒されない公務員労働組合だけ」「まさに政治そのものだ。…公務員の世界は市場によるチェックもなく、身分も保証されているからバカな行動のやり放題」。

1. 橋下市長の数々の発言は、憲法21条、28条に違反し、さらには労働組合活動に対する不当な干渉・妨害行為として労働組合法で禁止される不当労働行為にも該当する。また、本件のように労働組合が会社の方針を批判することは、民間企業ではなんら珍しいことではなく、市長の発言は民間労働についての市長の無理解を端的に露呈している。

（1）表現の自由を保障する憲法21条に違反する。

表現の自由が民主主義が機能するための前提を担う重要な人権であることは言うまでもなく、労働組合もこれを享受する。表現活動が使用者の経営方針に反対する内容のビラ配布であっても、「配布によって企業の円滑な運営に支障をきたすおそれがある」などの場合に一定程度制限されるにすぎない。

このたび配布されたビラは、大阪市従業員労働組合環境事業支部の所属組合員らが勤務する大阪市環境局のサービスの内容を市民に伝えるとともに、ごみ収集事業等民営化についての危惧を訴えるものである。これによって市の業務の円滑な運営に支障をきたすおそれなどまったくなく、むしろ公共サービスのあり方が変わるにあたり、それにより大きな影響を受ける市民に現場の意見を伝えることにより、市民の自由な意見形成に資する、憲法上大きな意義を有する表現行為である。これに対する懲戒処分は、民主主義の根幹を揺るがすものとして許されるものではない。

（2）勤労者の団結権、団体行動を保障する憲法28条に違反する。

本件ビラの配布主体は憲法上その存在、活動が保障された労働組合であり、労働者の経済的地位向上のための活動をその使命としている。

ごみ収集作業の民営化は、大阪市環境局職員らに対する人員削減、労働条件変更などの不利益をもたらすおそれがあり、組合員らの処遇と密接に関わるものであるから、公務員労働組合が事業民営化について発言するのは、当然の権利であり、労働組合の本来的活動である。これに対して懲戒処分を示唆したり、「辞めてから言え」などと発言を制止するのは、労働組合活動に対する不当な妨害行為であって、憲法 28 条に違反する。

(3) 労働組合活動を理由とする不利益取扱、使用者による労働組合活動への支配・介入を禁止する労働組合法第 7 条 3 号に違反する。

本件ビラ配布は上記のとおり正当な労働組合活動であって、これを対する懲戒処分を示唆して言論を抑制したり、「バカ」などの言葉を連発して労働組合を罵倒することは、労働組合活動の萎縮を目的とした労働組合の運営に対する支配介入であり、3号に禁止される不当労働行為にあたる。

2. そもそもビラ配布は労働組合が主体となって行ったものであって、組合員個人に対する懲戒処分の理由とし得るものではない。仮に、本件ビラ配布を理由に懲戒処分がなされた場合は、労働組合の正当な行為を理由にする不利益取扱として、労働組合法第 7 条第 1 号に禁止される不当労働行為にあたる。

3. 以上のとおり、市長の一連の発言は、弁護士出身でありながら憲法・法律に明確に違反しており、自らの方針に反対する労働組合の活動を制限することで、市長の非民主主義的・独裁的な市政運営を可能ならしめんとするものである。

このような発言に対して当弁護団は強く抗議するとともに、ビラ配布を理由とする懲戒処分がなされないよう要求する。

以上